

令和2年(2020年)4月22日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登園自粛要請について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴うできる限りの御家庭での保育等に御協力をいただいていることに感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、北海道は特に感染拡大防止の取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県に位置付けられ、北海道知事から「北海道における緊急事態措置」が発表されました。

これを受け本市では感染拡大防止のため、保護者の皆様に保育所等への登園を下記のとおり自粛いただくよう要請いたします。子どもや皆様御自身、皆様の大切な人の命と健康を守るため、御理解いただくようお願いいたします。

なお、これらの対応については、今後の市内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めて御連絡いたします。

記

1 登園自粛を要請する期間

令和2年4月23日(木)から北海道における緊急事態措置解除まで

2 登園自粛の内容

感染拡大防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者は、児童の登園を控えるようお願いします。

3 保育料について

札幌市の要請・同意により、保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

なお、詳細については以下のホームページをご参照ください。

URL : <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等)

4 勤務先事業者への通知について

札幌市から保護者の方に登園自粛を求めていることが分かるよう、事業者向けの依頼文を作成いたしました。必要な方はこちらを御利用いただくようお願いいたします。

5 園における感染予防への協力について

発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時におけるお休みなど、既に園における感染予防のため御協力をいただいているところと思いますが、今後も体調確認に御協力いただくとともに、万が一、御家族に感染者や濃厚接触者が発生した場合には、速やかに各園に御連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 (電話 : 011 (211) 2986)

(保育料) 子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係 (電話 : 011 (211) 2987)